

国立大学法人生命科学研究機器施設協議会施設間相互支援サービス実施規約

(趣旨)

- 第 1 条 本事業を、国立大学法人生命科学研究機器施設協議会施設間相互支援サービス(以下「施設間相互支援サービス」と称する。
- 第 2 条 本実施規約は、国立大学法人生命科学研究機器施設協議会(以下「協議会」という)規約第 4 条に掲げる事業の一つである相互協力として、協議会会員の利用者が協議会に参加する他大学の会員のサービスを利用できるようにするためのものである。
- 第 3 条 施設間相互支援サービスは、各会員が自主的に決定した事項にのみ限定されるものであり、各会員に一定の義務を課するものではない。

(実施)

- 第 4 条 会員は、施設間相互支援サービスに提供可能なサービス(以下「提供サービス」)を他の会員に公開する。
- 第 5 条 提供サービスを公開した会員(以下「提供会員」)は、提供サービスの追加、変更、削除、ならびにその利用条件等についての情報を速やかに他の会員に知らせる。
- 2 利用条件等とは、提供サービスの種類、利用方法、利用料金、提供時期等をいい、提供会員が定める。
- 第 6 条 提供サービス利用者が所属する会員(以下「利用会員」)は、その利用状況を把握し、提供会員および利用者への利便を図ることとする。
- 第 7 条 施設間相互支援サービスの利用は、会員相互の信頼の下に行われるものであり、利用によって生じた問題等については協議会を通じて友好的に解決を図る。
- 第 8 条 施設間相互支援サービスは当該年度の協議会当番校が統括する。
- 2 当番校が施設間相互支援サービスを統括する期間は、前年度の協議会会議の翌日から、当該年度の協議会会議の日までとする。

(利用料金)

- 第 9 条 提供会員は、第 5 条に基づき、利用者に対し利用料金の請求ができる。
- 第 10 条 第 10 条 利用者は、請求があった場合は速やかに利用料金を提供会員に支払う。

(その他)

- 第 11 条 本規約の改廃については協議会規約第 7 条に準ずる。
- 第 12 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、平成 23 年 11 月 11 日より施行する。